様式第 22 （第59条関係）（平28経産令36・全改、平31経産令12・一部改正）

【書類名】　手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

【追加納付の命令に係る発明の数】

（【減縮する請求の範囲】）

【追加納付の命令に係る金額】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

【手数料の種類】　予備審査手数料

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

1　国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは「【書類名】」を

「請求の範囲の減縮書」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、「【書類名】」を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とする。

2　「【減縮する請求の範囲】」の欄には、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「請求の範囲第何項」のように特定して記載する。ただし、請求の範囲を減縮しないときは、欄を設けるには及ばない。

3　第83条第４項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【提出物件の目録】」の欄の上に「【その他】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。

4　その他は、様式第１の備考１から５まで、20及び21、様式第３の備考１から11まで、13及び15から20まで、様式第11の７の備考３並びに様式第18の備考１及び２と同様とする。